

けんぽQ & A

Series 15

Q 夫婦共働きで子供が生まれた場合、子供はどちらの被扶養者となりますか？

A 共働き夫婦の場合における被扶養者の認定については、家計の実態・社会通念など総合的に勘案して決定します。

具体的には

① 被扶養者となる人の人数にかかわりなく、年間収入の多い方が被扶養者とすること。

※ 被扶養者（異動）届を提出する年の前年分の年間収入をもとに比較します。

② 夫婦双方の年間収入が同程度である場合は、「主として生計維持する人」の被扶養者とすること。

※ 「主として生計維持する人」とは、被扶養者の生活費の半分以上を被保険者の収入によって維持する人をいいます。

③ 夫婦の双方または一方が共催組合の組合員であり、その人に被扶養者に関し、扶養手当又はこれに相当する給付が行われている場合は、その支給を受けている人の被扶養者としても良いこと。

3つの条件は絶対ではなく、総合的判断により、主として生計維持をしている方が被扶養者とすることとなります。

今現代、夫婦共働きが当たり前の時代となっています。

夫婦でご相談のうえ、被扶養者（異動）届をしていただければと思います。